

## 緑化地域制度

### (1) 制度概要

本制度は、緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけるもの【都市緑地法第34条】。都市計画における、地域地区の一つ【都市計画法第8条】。

市町村が計画決定を行う。緑化率は、敷地面積の25%以内に設定することが義務づけられる。緑化率は、建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となる。条例を定めれば、25%以上の緑化率を努力義務とすることもできる。

### (2) 指定状況

表 (指定一覧) 緑化地域

都道府県	都市名	緑化地域名	計画決定年月日	指定面積(ha)	緑化の義務付けの対象(m <sup>2</sup> )	緑化率の最低限度	緑化実績(ha)
東京都	世田谷区	東京都市計画緑化地域	H22.10.1	5,680.6	300 m <sup>2</sup> 以上	5%~25%	124.75
神奈川県	横浜市	横浜市緑化地域	H21.4.3 H25.2.5	24,510.0	500 m <sup>2</sup> 以上	10%	154.59
愛知県	名古屋市	名古屋都市計画緑化地域	H20.10.31	30,258.0	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 以上(建ぺい率60%を超える地区)	10%(建ぺい率60%を超え80%以下) 15%(建ぺい率50%を超え60%以下) 20%(建ぺい率50%以下)	562.40
愛知県	豊田市	豊田市緑化地域	H24.10	196.0	500 m <sup>2</sup> 以上	5%~15%	0.77
合計	4	4		60,644.6			842.51

※ 令和4年3月31日現在